

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	組合の設立の認可の取消し（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第125条第4項
基準規定	土地区画整理法第125条第4項
処分基準	<p>土地区画整理法第125条第4項 （組合に対する監督） 第125条 4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお総会を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	組合施行者の施行する事業及び会計に対する必要な措置の命令（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第125条第3項
基準規定	土地区画整理法第125条第3項
処分基準	<p>土地区画整理法第125条第3項 （組合に対する監督）</p> <p>第125条 3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	個人施行者の施行する事業の認可の取消し（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第124条第2項
基準規定	土地区画整理法第124条第2項
処分基準	<p>土地区画整理法第124条第2項 （個人施行者に対する監督）</p> <p>第124条 2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、その施行者に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	個人施行者の施行する事業又は会計の状況の検査及び必要な措置の命令（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第124条第1項
基準規定	土地区画整理法第124条第1項
処分基準	<p>土地区画整理法第124条第1項 （個人施行者に対する監督）</p> <p>第124条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律（これに基づく命令を含む。以下この章において同じ。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	原状回復の命令又は移転若しくは除却の命令
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第76条第4項
基準規定	土地区画整理法第76条第1項 土地区画整理法施行令第70条
処分基準	<p>1 土地区画整理法第76条第1項 （建築行為等の制限） 第76条 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p> <p>2 土地区画整理法施行令第70条 （設置又はたい積の制限を受ける物件） 第70条 法第七十六条第一項 に規定する政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。）とする。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	区画整理会社に対する施行についての認可の取消し（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第125条の2第4項
基準規定	土地区画整理法第125条の2第4項
処分基準	<p>土地区画整理法第125条の2第4項 （区画整理会社に対する監督） 第125条の2 4 都道府県知事は、区画整理会社が前項の規定による命令に従わない場合においては、その区画整理会社に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	区画整理会社の施行する事業及び会計に対する必要な措置の命令（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第125条の2第3項
基準規定	土地区画整理法第125条の2第3項
処分基準	<p>土地区画整理法第125条の2第3項 （区画整理会社に対する監督） 第125条の2 3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反していると認めるときは、区画整理会社に対し、その違反を是正するため必要な限度において、区画整理会社のした処分の取消し、変更若しくは停止、又は区画整理会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	市街地整備課
処分の名称	組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し（施行地区の面積が5ha未満のものに限る。）
処分権者	市長
根拠規定	土地区画整理法第125条第7項
基準規定	土地区画整理法第125条第7項
処分基準	<p>土地区画整理法第125条第7項 （組合に対する監督）</p> <p>第125条 7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手續	聴聞
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表27の項